

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の加算等）</p> <p>第十四条 老齡基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がある受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、<u>二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</u>にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齡厚生年金、退職共済年金その他の老齡又は退職を支給事由</p>	<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の加算等）</p> <p>第十四条 老齡基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がある受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、<u>三万四千四百円にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齡厚生年金、退職共済年金その他の老齡又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。</u></p>

とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

一・二 (略)

2、4 (略)

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。)が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間(附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。)と保険料免除期間(附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。)とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額

一・二 (略)

2、4 (略)

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。)が二十五年未満であり、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間(附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。)と保険料免除期間(附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。)とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額(同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)

二 旧国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・口 (略)

2・3 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。) 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧国民年金法第二十七条
条第一項 合算した額

合算した額(その額が七十八万九百円に改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法

二 旧国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・口 (略)

2・3 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。) 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧国民年金法第二十七条
条第一項 合算した額

合算した額(その額が八十万四千二百円を超えるときは、当該額とする。)

	<p>「という。」(第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を超えるときは、当該額とする。)</p>
<p>千六百八十円に保険料納付済期間</p>	<p>二千五百一円に改定率を乗じて得た額(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による</p>

	<p>二千五百七十六円(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保</p>
<p>千六百八十円に保険料納付済期間</p>	<p>二千五百七十六円(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保</p>

<p>旧国民年金法第三十八 条及び第四十三条</p>		
<p>五十万千六百円</p>	<p>千六百八十円に保 料免除期間</p>	
<p>七十八万九百円に改 定率を乗じて得た額</p>	<p>二千五百一円に改定 率を乗じて得た額に 保険料免除期間</p>	<p>改正前の厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（昭和四十 八年法律第九十二号 ）附則第十二条第二 項の規定の適用があ る場合は三千七百五 十二円に改定率を乗 じて得た額とし、そ れらの額に五十銭未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十銭以上一円 未満の端数が生じた ときは、これを一円 に切り上げるものと する。次号において 同じ。）に保険料納 付済期間</p>
<p>旧国民年金法第三十八 条及び第四十三条</p>		
<p>五十万千六百円</p>	<p>千六百八十円に保 料免除期間</p>	
<p>八十万四千二百円</p>	<p>二千五百七十六円に 保険料免除期間</p>	<p>険法等の一部を改正 する法律（昭和四十 八年法律第九十二号 ）附則第十二条第二 項の規定の適用があ る場合は三千八百六 十四円。次号におい て同じ。）に保険料 納付済期間</p>

		<p>(その額に五十円未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十円以上百円 未満の端数が生じた ときは、これを百円 に切り上げるものと する。)</p>
<p>旧国民年金法第三十九 条第一項及び第四十四 条第一項</p>	<p>二万四千円</p>	<p>七万四千九百円に改 定率(平成十六年改 正法第一条の規定に よる改正後の第二十 七条の三及び第二十 七条の五の規定の適 用がないものとして 改定した改定率とす る。以下この項にお いて同じ。)を乗じ て得た額(その額に 五十円未満の端数が 生じたときは、これ を切り捨て、五十円 以上百円未満の端数 が生じたときは、こ れを百円に切り上げ</p>
		<p>七万七千円</p>
<p>旧国民年金法第三十九 条第一項及び第四十四 条第一項</p>	<p>二万四千円</p>	

旧国民年金法第五十条	旧国民年金法第三十九条の二第一項		
二分の一	十八万円	六万円	
四分の三	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	るものとする。）

旧国民年金法第五十条	旧国民年金法第三十九条の二第一項		
二分の一	十八万円	六万円	
四分の三	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円	

<p>旧国民年金法第七十七 条第一項ただし書及び 第七十八条第二項</p>	<p>三十一万八千円に</p>	<p>四十万百円に改定率 を乗じて得た額(そ の額に五十円未満の 端数が生じたときは 、これを切り捨て、 五十円以上百円未満 の端数が生じたとき は、これを百円に切 り上げるものとする 。)</p>
<p>旧国民年金法第七十七 条第一項第一号</p>	<p>六百五十円</p>	<p>当該額と</p>
<p>旧国民年金法第七十九 条の二第四項</p>	<p>三十一万八千円</p>	<p>九百六十八円に改定 率を乗じて得た額(そ の額に五十銭未満 の端数が生じたとき は、これを切り捨て 、五十銭以上一円未 満の端数が生じたと きは、これを一円に 切り上げるものとし る。)</p>
<p>旧国民年金法第七十七 条第一項第一号</p>	<p>三十一万八千円</p>	<p>四十万百円に改定率 を乗じて得た額(そ の額に五十銭未満 の端数が生じたとき は、これを切り捨て 、五十銭以上一円未 満の端数が生じたと きは、これを一円に 切り上げるものとし る。)</p>
<p>旧国民年金法第七十七 条第一項第一号</p>	<p>九百九十七円</p>	<p>四十一万二千円</p>

<p>第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律</p>	<p>附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条第二項</p>	
<p>二十七万二千二百円</p>	<p>二十七万二千二百円</p>	
<p>四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（そ</p>	<p>四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律</p>	<p>附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条第二項</p>	
<p>二十七万二千二百円</p>	<p>二十七万二千二百円</p>	
<p>四十一万五千八百円</p>	<p>四十一万五千八百円</p>	

第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十条第二項

の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

3 国民年金法第十六条及び第十七条の規定は、第一項に規定する年金たる給付について準用する。
4 14 (略)

(老齢厚生年金の額の計算の特例)
第五十九条 (略)

2 老齢厚生年金(厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。)の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)(に厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期

第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。)附則第二十条第二項

3 国民年金法第十六条から第十七条までの規定は、第一項に規定する年金たる給付について準用する。
4 14 (略)

(老齢厚生年金の額の計算の特例)
第五十九条 (略)

2 老齢厚生年金(厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。)の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百七十六円に厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。)(の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。))を乗じて得た額

間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）中「切り上げるものとする。」とあるのは、「切り上げるものとする。」に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

4 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（附則別表第九又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）中「千六百七十六円」とあるのは、「千六百七十六円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

4 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千四百四十三円から千六百七十六円までの間を一定の割合で逓減するように定められるものとする。

十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）までの間を一定の割合で減するように定められるものとする。

（老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十条（略）

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者

三万三千二百円に改定率（国民年金法第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。

（老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十条（略）

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者

三万四千百円

	昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額	（を乗じて得た額）
	昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	九万九千五百円に改定率を乗じて得た額	
	昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額	
	昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額	

（遺族厚生年金の加算の特例）

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。）

（がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五条の規定を準用する。

	昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万八千三百円	
	昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	十万二千五百円	
	昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万六千六百円	
	昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十七万七百元	

（遺族厚生年金の加算の特例）

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。）

（がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五条の規定を準用する。

一 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

2 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第六項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧厚生年金保険法第三十四條第一項第一号
二千五十円

三千五十三円に国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第二十七条に規定

一 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額(附則第五十四條又は同法第三十四條の規定により改定された額を含む。)

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九條又は同法第十六條の二の規定により改定された額を含む。)にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

2 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第六項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧厚生年金保険法第三十四條第一項第一号
二千五十円

三千百四十三円

	旧厚生年金保険法第三 十四条第一項第二号	千分の十	する改定率（以下「 改定率」という。） を乗じて得た額（そ の額に五十銭未満の 端数が生じたときは 、これを切り捨て、 五十銭以上一円未満 の端数が生じたとき は、これを一円に切 り上げるものとする ）。
旧厚生年金保険法第三 十四条第五項	十八万円	千分の九・五	二十二万四千七百元 に改定率（国民年金 法第二十七条の三及 び第二十七条の五の 規定の適用がないも のとして改定した改 定率とする。以下こ の項において同じ。 ）を乗じて得た額（ その額に五十円未満 の端数が生じたとき
	旧厚生年金保険法第三 十四条第一項第二号	千分の十	千分の九・五
旧厚生年金保険法第三 十四条第五項	十八万円	二十三万四千四百円	

<p>二万四千円</p>	<p>七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>六万円</p>	<p>二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを</p>

<p>二万四千円</p>	<p>七万七千百円</p>
<p>六万円</p>	<p>二十三万四千四百円</p>

<p>旧厚生年金保険法第五 十条第一項第三号</p>	<p>五十万千六百円に</p>	<p>百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>旧厚生年金保険法第六 十条第二項</p>	<p>五十万千六百円に</p>	<p>七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)</p>
<p>旧厚生年金保険法第五 十条第一項第三号及び 同法第六十条第二項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>八十万四千二百円</p>
<p>旧厚生年金保険法第五 十条第一項第三号及び 同法第六十条第二項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>八十万四千二百円</p>

	旧厚生年金保険法第六 十二条の二第一項第一 号	五十万六千六百円と 十二万円	二十一万円
当該額と	十四万九千七百円に 改定率（国民年金法 第二十七条の三及び 第二十七条の五の規 定の適用がないもの として改定した改定 率とする。以下この 号において同じ。） を乗じて得た額（そ の額に五十円未満の 端数が生じたときは 、これを切り捨て、 五十円以上百円未満 の端数が生じたとき は、これを百円に切 り上げるものとする ）。	二十六万二千百円に 改定率を乗じて得た 額（その額に五十円 未満の端数が生じた ときは、これを切り	

	旧厚生年金保険法第六 十二条の二第一項	十二万円	二十一万円
十五万四千二百円		二十六万九千九百円	

<p>二 旧交渉法第二十五条の</p>	<p>旧厚生年金保険法附則 第十六条第二項</p>	<p>旧厚生年金保険法第六 十二条の二第一項第二 号</p>	
<p>五十万千六百円に</p>	<p>九万八千四百円</p>	<p>十二万円</p>	
<p>七十八万九百円に国 民年金法（昭和三十 四年法律第四百十一</p>	<p>政令で定める額（そ の額が十一万四千五 百円に満たないとき は、十一万四千五百 円）</p>	<p>十四万九千七百円に 改定率を乗じて得た 額（その額に五十円 未満の端数が生じた ときは、これを切り 捨て、五十円以上百 円未満の端数が生じ たときは、これを百 円に切り上げるもの とする。）</p>	<p>捨て、五十円以上百 円未満の端数が生じ たときは、これを百 円に切り上げるもの とする。）</p>

<p>二 旧交渉法第二十五条の</p>	<p>旧厚生年金保険法附則 第十六条第二項</p>		
<p>五十万千六百円</p>	<p>九万八千四百円</p>		
<p>八十万四千二百円</p>	<p>政令で定める額（そ の額が十一万四千五 百円に満たないとき は、十一万四千五百 円）</p>		

		改正前の法律第九十二号附則第三条第二項
号)第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	当該額)	七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
		改正前の法律第九十二号附則第三条第二項
八十万四千二百円		五十万千六百円

改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円	<p>二十二万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額）その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
二万四千円	二万四千円	七万七千円
<p>七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じた</p>		

	六万円	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
		ときは、これを百円に切り上げるものとする。）

3 厚生年金保険法第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。

4～10 (略)

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第八十七条 (略)

	六万円	二十三万四千四百円

3 厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。

4～10 (略)

2 第八十七条 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千元	七十三万二千七百二十円 二国民年金法第二十七条二規定スル 改定率（以下改定率ト称ス）ヲ乘ジテ得タル額（其ノ額二五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）
----------------	---------	--

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千元	七十五万四千三百一十円
----------------	---------	-------------

旧船員保険法第三十五条第 二号	七十五分ノ一	三万二千八百円	三十六万九千円 ヲ	四万八千八百四十八 円ニ改定率ヲ乗ジテ 得タル額（其ノ額ニ 五十銭未満ノ端数ア ルトキハ之ヲ切捨テ 五十銭以上一円未満 ノ端数アルトキハ之 ヲ一円ニ切上グルモ ノトス）
	千五百分ノ十九	当該額トス	五十四万九千五百四 十円ニ改定率ヲ乗ジ テ得タル額（其ノ額 ニ五円未満ノ端数ア ルトキハ之ヲ切捨テ 五円以上十円未満ノ 端数アルトキハ之ヲ 十円ニ切上グルモノ トス）ヲ	

旧船員保険法第三十五条第 二号	七十五分ノ一	三万二千八百円	三十六万九千円	
	千五百分ノ十九	五万二千八百八十八 円	五十六万五千七百四 十円	

旧船員保険法第三十六条第一項
十八万円

	六万円
二十二万四千七百円 ニ改定率（国民年金法第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	二十二万四千七百円 ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）

旧船員保険法第三十六条第一項
十八万円

	六万円
二十三万四千四百円	二十三万四千四百円

<p>旧船員保険法第四十一条第一項第一号口</p>	<p>二十四万六千円</p>	<p>十二万円</p>	<p>四十四万九千四百円 二改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>旧船員保険法第四十一条第一項第一号口</p>	<p>二十四万六千円</p>	<p>七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>	<p>三十六万六千三百六十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ</p>
<p>旧船員保険法第四十一条第一項第一号口</p>	<p>二十四万六千円</p>	<p>十二万円</p>	<p>四十六万二千八百円</p>
<p>旧船員保険法第四十一条第一項第一号口</p>	<p>二十四万六千円</p>	<p>七万七千七百六十円</p>	<p>三十七万七千六百六十円</p>

旧船員保険法第四十一条ノ 二第一項	十八万円	五十万千六百円 トス	二 七十万千六百円 二 七十万千六百円 二改 定率ヲ乗ジテ得タル 額(其ノ額二十五円 未滿ノ端数アルトキ 八之ヲ切捨テ五十円 以上百円未滿ノ端数 アルトキ八之ヲ百円 二切上グルモノトス)二 当該額トス	百分ノ百二十 五十分ノ五十七	端数アルトキ八之ヲ 十円二切上グルモノ トス)

旧船員保険法第四十一条ノ 二第一項	十八万円	五十万千六百円	二 八十万四千二百円	百分ノ百二十 五十分ノ五十七	

<p>六万円</p>	<p>十二万円</p>
<p>項ニ於テ同ジ)ヲ乗 ジテ得タル額(其ノ 額二十五円未満ノ端 数アルトキハ之ヲ切 捨テ五十円以上百円 未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ百円ニ切上ゲ ルモノトス)</p>	<p>二十二万四千七百元 ニ改定率ヲ乗ジテ得 タル額(其ノ額二五 十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五 十円以上百円未満ノ 端数アルトキハ之ヲ 百円ニ切上グルモノ トス)</p>

<p>六万円</p>	<p>十二万円</p>
<p>二十三万四千四百円</p>	<p>四十六万二千八百円</p>

<p>第一項第三号口</p>	<p>旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第三号八</p>	<p>百分ノ六十</p>	<p>旧船員保険法第五十条ノ三 ノ二第一号</p>
<p>二改定率ヲ乗ジテ得 タル額（其ノ額二五 円未滿ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未滿ノ端数 アルトキハ之ヲ十円 ニ切上グルモノトス ）</p>	<p>百分ノ五十七</p>	<p>十四万九千七百円ニ 改定率（国民年金法 第二十七条の三及第 二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノ トシテ改定シタル改 定率トス以下此ノ号 ニ於テ同ジ）ヲ乗ジ テ得タル額（其ノ額 二五十円未滿ノ端数 アルトキハ之ヲ切捨 テ五十円以上百円未 滿ノ端数アルトキハ 之ヲ百円ニ切上グル</p>	<p>十二万円</p>
<p>第一項第二号口</p>	<p>旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第三号八</p>	<p>百分ノ六十</p>	<p>旧船員保険法第五十条ノ三 ノ二</p>
<p>円</p>	<p>百分ノ五十七</p>	<p>十五万四千二百円</p>	<p>十二万円</p>

旧船員保険法附則第五項		旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第二号		
障害補償年金	第六十四条	十二万円	二十一万円	
給付基礎日額ノ算定	第八条の三第一項第二号	十四万九千七百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	二十六万二千百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	モノトス）

旧船員保険法附則第五項				
障害補償年金	第六十四条		二十一万円	
給付基礎日額ノ算定	第八条の三第一項第二号		二十六万九千九百円	

	遺族補償年金又 八傷病補償年金 ノ額ノ改定ノ措 置	ノ方法
旧船員保険法附則第六項	第六十五条 障害補償一時金 、障害補償年金 差額一時金、障 害補償年金前払 一時金、遺族補 償一時金又八遺 族補償年金前払 一時金ノ額ノ改 定ノ措置	第八條の四ニ於テ準 用スル同法第八條の 三第一項第二号 給付基礎日額ノ算定 ノ方法
旧船員保険法別表第三ノ二	六〇、〇〇〇円	二三四、七〇〇円ニ 改定率（国民年金法 第二十七條の三及第 二十七條の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノ トシテ改定シタル改 定率トス以下此ノ表

	遺族補償年金又 八傷病補償年金 ノ額ノ改定ノ措 置	ノ方法
旧船員保険法附則第六項	第六十五条 障害補償一時金 、障害補償年金 差額一時金、障 害補償年金前払 一時金、遺族補 償一時金又八遺 族補償年金前払 一時金ノ額ノ改 定ノ措置	第八條の四ニ於テ準 用スル同法第八條の 三第一項第二号 給付基礎日額ノ算定 ノ方法
旧船員保険法別表第三ノ二	六〇、〇〇〇円	二三一、四〇〇円

円 一四四、〇〇〇	一・六月分		円 一一〇、〇〇〇	〇・九月分	
五二四、三〇〇円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タ ル額（其ノ額二五〇	一・九月分	ニ於テ同ジ）ヲ乗ジ テ得タル額（其ノ額 二五〇円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ切捨 テ五〇円以上一〇〇 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ一〇〇円ニ 切上グルモノトス）	四四九、四〇〇円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タ ル額（其ノ額二五〇 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五〇 円以上一〇〇円未満 ノ端数アルトキハ之 ヲ一〇〇円ニ切上ゲ ルモノトス）	一・二月分	

円 一四四、〇〇〇	一・六月分		円 一一〇、〇〇〇	〇・九月分	
五三九、九〇〇円	一・九月分		四六一、八〇〇円	一・二月分	

<p>旧交渉法第二十六条</p>		<p>二・二月分</p>	<p>二・七月分</p>
<p>五十万千六百円</p>	<p>二四、〇〇〇円</p>	<p>七四、九〇〇円二改 定率ヲ乗ジテ得タル 額（其ノ額二五〇円 未滿ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五〇円 以上一〇〇円未滿ノ 端数アルトキハ之ヲ 一〇〇円ニ切上グル モノトス）</p>	<p>円未滿ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五〇 円以上一〇〇円未滿 ノ端数アルトキハ之 ヲ一〇〇円ニ切上グ ルモノトス）</p>
<p>旧交渉法第二十六条</p>		<p>二・二月分</p>	<p>二・七月分</p>
<p>五十万千六百円</p>	<p>二四、〇〇〇円</p>	<p>七四、一〇〇円</p>	
<p>八十万四千二百円</p>			

旧交渉法第二十六条

五十万千六百円

二四、〇〇〇円

二・二月分

二・七月分

七十八万九百円に国
民年金法（昭和三十
四年法律第四百十一
号）第二十七条に規
定する改定率を乗じ
て得た額（その額に
五十円未滿の端数が

七四、九〇〇円二改
定率ヲ乗ジテ得タル
額（其ノ額二五〇円
未滿ノ端数アルトキ
ハ之ヲ切捨テ五〇円
以上一〇〇円未滿ノ
端数アルトキハ之ヲ
一〇〇円ニ切上グル
モノトス）

円未滿ノ端数アルト
キハ之ヲ切捨テ五〇
円以上一〇〇円未滿
ノ端数アルトキハ之
ヲ一〇〇円ニ切上グ
ルモノトス）

旧交渉法第二十六条

五十万千六百円

二四、〇〇〇円

二・二月分

二・七月分

八十万四千二百円

七四、一〇〇円

改正前の法律第百五号附則 第十六条第四項第一号		改正前の法律第百五号附則 第十六条第三項	
二千五十円		二千五十円	五十万千六百円
三千五十三円に改定率を乗じて得た額（	す。） に切り上げるものと	三千五十三円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に	当該額） を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に
改正前の法律第百五号附則 第十六条第四項第一号		改正前の法律第百五号附則 第十六条第三項	
二千五十円		二千五十円	
三千百四十三円		三千百四十三円	

<p>附則第一百条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号） 附則第十条</p>		
<p>九万八千四百円</p>	<p>八十六万円</p>	
<p>政令で定める額（その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円）</p>	<p>百二十八万二千二百六十円に改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）</p>	<p>その額に五十銭未満の端数が生じたときは、こを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。</p>
<p>附則第一百条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号） 附則第十条</p>		
<p>九万八千四百円</p>	<p>八十六万円</p>	
<p>政令で定める額（その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円）</p>	<p>百三十二万六十円</p>	

改正前の法律第九十二号附則第八條第四項 五十万千六百円

七十八万九百円に国民年金法第二十七條に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

4 厚生年金保険法第三十五條の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付(障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。)について準用する。

5 13 (略)

第八十七條の三 厚生年金保険法附則第十七條の五の規定は、附則第八十六條第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的な読替えは、政令で定める。

改正前の法律第九十二号附則第八條第四項 五十万千六百円 八十万四千二百円

4 厚生年金保険法第三十四條及び第三十五條の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付(障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。)について準用する。

5 13 (略)